

経過と取組の現状

- H12年9月 大阪府「女性に対する暴力」対策会議を設置（構成9課5所⇒現在は11課6所）
- H13年10月 国／「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」一部施行（配偶者暴力相談支援センターに関する規定の施行は、H14.4.1）
- H14年4月 配偶者暴力相談支援センター（支援センター）機能を9施設に整備（現在は8施設）
・女性相談センター、ドーンセンター内DV相談コーナー、子ども家庭センター（7）
（H18.4～6ヶ所に変更）
- H16年12月 国／改正「配偶者暴力防止法」を施行、基本方針の策定
- H17年11月 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定
- H20年1月 国／改正「配偶者暴力防止法」を施行（市町村の役割の強化、保護命令制度の拡充等）

《大阪府の相談件数・保護命令の状況》

○相談件数 （府支援センター）		○一時保護件数 （女性相談センター）		○大阪地方裁判所管内での 保護命令件数	
H17	4,212件	H17	300件	H13.10～20.3	1,435件
H18	3,423件	H18	279件		
H19	3,759件	H19	343件		

※全国で4番目に多い件数 ※発令件数は、全国最多

《計画改定に当たっての課題》

○法改正を踏まえた市町村の役割の拡充、被害者支援の積極的な対応の必要性

- ・被害者への対応については、身近な地域できめ細かく対応することで被害拡大の防止や迅速な被害者保護につながる。今般の法改正も踏まえて、市町村において被害者保護の体制整備が図れるよう、市町村基本計画の策定や相談機能の確保に向けた取組みを、府として働きかけていく必要がある。
- ・府支援センターで受け付けた相談件数は、全国的にみて多い状況にあり、警察における相談件数も増加していることから、府において、引き続き、相談、保護、自立支援など被害者支援に対する積極的な対応が必要である。

基本計画改定のポイント

- 1 市町村における相談機能の充実・基本計画の策定に向けた支援**
 - ・市町村において、相談機能の確保など、被害者の支援体制等を含め、市町村基本計画の策定につながるよう、市町村ブロック会議の設置・運営、資質向上のための研修、マニュアルの策定など、技術的支援を行う。
- 2 府の相談や被害者支援体制の強化**
 - ・女性相談センターを利便性の高いドーンセンターに移転し、相談から自立支援まで一貫した支援を行うケースワーカー担当制を実施し、被害者の支援体制を強化
- 3 民間企業との連携による普及啓発**
 - ・府民が「配偶者からの暴力の防止」の趣旨や制度を理解し、身近な問題として考えるきっかけとなるよう、また、配偶者からの暴力に関する相談窓口の周知につながるよう、民間企業やNPOの協力を求めながら普及啓発を実施する。

基本的方針

- 配偶者からの暴力を防止し、暴力の被害者が適切な保護や支援を受け、自立し安心して暮らすことのできる社会をめざす。
- この基本計画に基づく諸施策を推進することを通じて人権尊重に対する意識を社会に浸透させ、男女共同参画社会の実現をめざす。

計画の期間

- 平成21年度～23年度までの3年間の計画。
ただし、新たに盛り込むべき施策等が生じたときは、必要に応じて見直す。

施策の基本的方向

1 配偶者からの暴力を許さない社会の実現に向けた取組

- ・ 配偶者からの暴力の防止に関する普及啓発（府民等への普及啓発）

2 安心して相談できる体制の充実

- ・ 府支援センターと市町村の相談体制について
- ・ 関係機関における推進体制の構築

3 緊急かつ安全な保護の実施

- ・ 一時保護に係る支援体制
（女性相談センターにおける対応、警察における対応、同伴する子どもへの対応）

4 自立への支援の充実

- ・ 被害者の自立支援（被害者等に係る情報の保護、就業の支援、住宅の確保、子どもの就学・保育等）

5 施策推進のための連携体制の強化

- ・ 関係機関による連携体制の整備
- ・ 市町村基本計画の策定と市町村支援
- ・ 苦情処理、民間団体との連携、調査研究の推進等

推進体制

基本計画を総合的に推進するために、大阪府「女性に対する暴力」対策会議などを活用し、関係機関の連携を進める。毎年事業の実施状況を公表する。